

労働市場の動向(平成30年2月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1600人で、前月比▲1.1%とわずかに減少した。また、対前年同月比では16.7%と大幅に増加した。このうち一般求人数は899人で前年同月比8.4%とかなりの程度増加、パート求人数は701人で前年同月比29.3%と大幅に増加した。
- 有効求人数は全数が4096人で、前月比8.3%とかなりの程度増加した。また、対前年同月比でも4%とやや増加した。このうち一般求人数は2695人で前年同月比5.3%とやや増加、パート求人数は1401人で前年同月比1.7%とわずかに増加した。

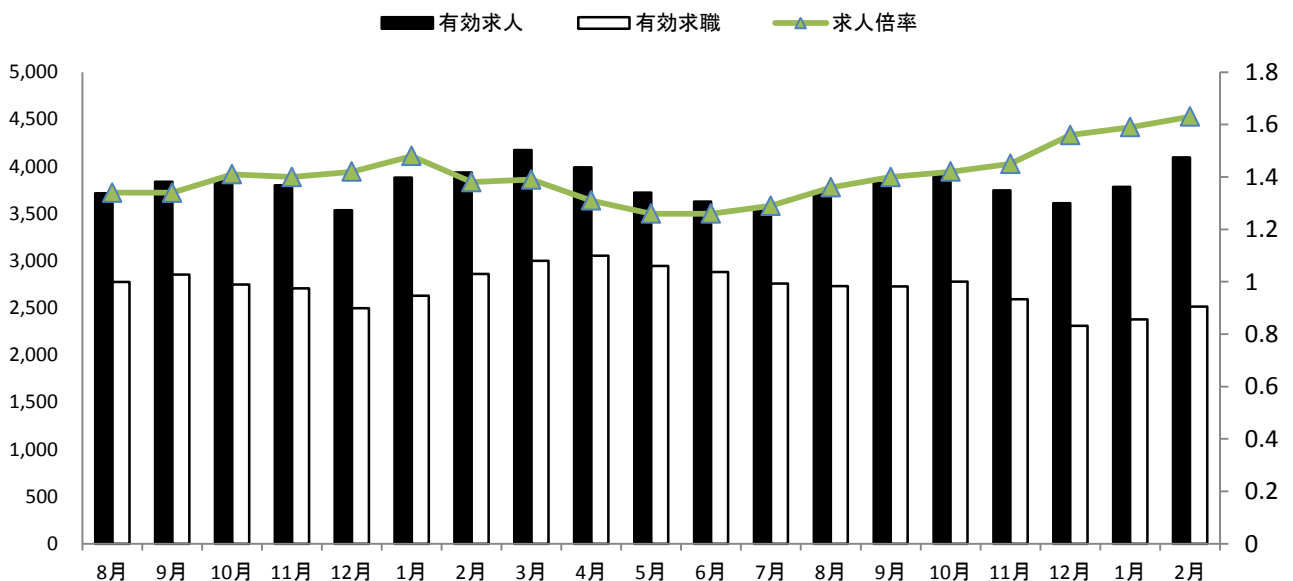
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が690人で、前月比▲8.5%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも▲16.2%と大幅に減少した。このうち一般求職者数は498人で前年同月比▲15.4%とかなり大きく減少、パート求職者数は192人で前年同月比▲17.9%と大幅に減少した。
- 有効求職者数は全数が2513人で、前月比5.7%とやや増加した。また、対前年同月比では▲12.1%とかなり大きく減少した。このうち一般求職者数は1720人で前年同月比▲13.7%とかなり大きく減少、パート求職者数は793人で前年同月比▲8.4%とかなりの程度減少した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は8件で、廃止数は2件となっている。被保険者の資格取得数は415人で、資格喪失数は412人、うち事業主都合は24人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は136件で、受給者実人員は477人だった。

求人・求職の動き



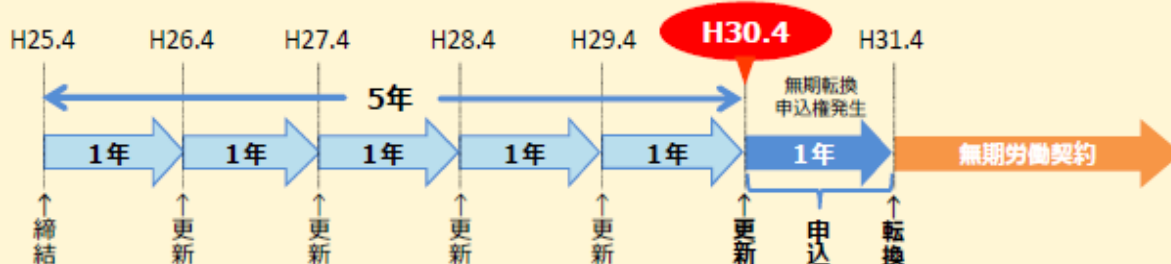
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
有効求人	3,716	3,837	3,877	3,800	3,535	3,882	3,937	4,174	3,991	3,721	3,626	3,547	3,706	3,823	3,935	3,747	3,611	3,783	4,096
有効求職	2,777	2,854	2,749	2,706	2,497	2,631	2,860	3,001	3,055	2,945	2,880	2,759	2,733	2,729	2,778	2,592	2,312	2,377	2,513
求人倍率	1.34	1.34	1.41	1.4	1.42	1.48	1.38	1.39	1.31	1.26	1.26	1.29	1.36	1.4	1.42	1.45	1.56	1.59	1.63

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

